

▼医療費控除を受けられる方は、医療費の明細書

▼障害者控除の適用を受けられる方は、障害者手帳又は障害者控除対象者等認定書をお持ちのうえ、相談時に提示してください

注意

申告相談会場は大変混み合います。前もって、次のことに注意してください。

▼給与所得者や年金受給者が申告する場合には、支払元(者)が発行する源泉徴収票が必要です。なお、源泉徴収税額がない場合には、還付金はありません

▼事業所得・不動産所得などの申告をされる方は、帳簿・領収書などを整理し、収支内訳書を作成のうえ、上尾税務署へ願います

▼医療費控除を受ける方は、「医療を受けた方」「病院・薬局」ごとに領収書などを整理・計算し、明細書を作成のうえ提出してください。なお、領収書の日付が平成27年であることを必ず確認してください

▼国民年金保険料については、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書又は平成27

年中に支払った領収書をお持ちください。国民年金保険料の支払額は、市役所では証明できませんので、直接、日本年金機構(控除証明書専用ダイヤル ☎0570・058・555)へお問い合わせください

▼還付及び振替納税の口座の指定には申告者本人の口座が必要です。事前に金融機関名及び口座番号を確認しておいてください。また、振替納税の申込みには、金融機関への届出印が必要です(所得税を振替納税される方は、4月20日(水)が振替日です。振替納税以外の方は3月15日(火)が所得税の納期限です)

▼所得税の確定申告書を提出した方は、市・県民税申告書の提出は不要です

市の申告会場ののご案内

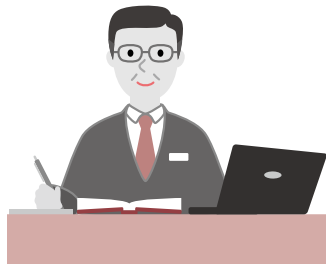
市では、所得税の還付申告及び確定申告の臨時受付会場を表のとおり設置し、パソコンでの受付相談を行います。なお、市内の会場では上尾税務署と共同催していたe-Tax申告は行いません。

また、市内の会場では、給与・公的年金収入・配当(分離を除く)・雑・一時所得などの総合課税の簡易な還付申告と確定申告の受付を行います。

次の①～⑩の申告は、上尾税務署での申告となります。

市内の会場及び市民税課窓口では記帳相談は行いません。申告書をすべて作成済みの場合のみ、受付でお預かりして上尾税務署へ回送します。

- ①青色申告 ②事業所得(営業等・農業)、不動産所得などの申告(繰越損失を含む) ③土地等の分離・総合譲渡所得に関する申告(繰越損失を含む)
- ④株式及び先物取引等の分離課税所得に関する申告(繰越損失を含む) ⑤住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を初めて受けられる方の申告 ⑥雑損控除(盗難・横領による損失等)
- ⑦過年分の申告 ⑧亡くなられた方の準確定申告 ⑨更正の請求・修正申告 ⑩贈与税・消費税の申告



市内での申告 受付時間=9時~15時30分

申告会場の混雑を緩和するため、地区の割り振りをを行います。お住まいの地区を確認のうえ、指定日での受付にご協力をお願いします。なお、駐車場が混雑して入庫できないことがありますので、車以外での来場にご協力ください。

種類	とき	申告会場	地区
還付申告	2月10日(水)	吹上生涯学習センター	地区割なし
	2月12日(金)・15日(月)	クリアこうのす	//
確定申告	2月16日(火)	クリアこうのす	人形、本町、本宮町、雷電、加美、宮地、東、天神
	2月17日(水)		富士見町、鴻巣、ひばり野、上・下生出塚、中央、生出塚、栄町、大間、北中野、登戸、宮前、糠田、堤町、緑町、幸町
	2月18日(木)		箕田、すみれ野、中井、三ツ木、愛の町、川面、寺谷、市ノ縄、八幡田、神明、稲荷町、赤見台
	2月19日(金)	川里生涯学習センター	原馬室、鴻馬室、逆川、小松、松原、氷川町、笠原、郷地、安養寺、常光、下谷、上谷、西中曾根
	2月23日(火)		広田、北根、赤城、赤城台
	2月24日(水)	吹上生涯学習センター	関新田、新井、境、上会下、屈巢
	2月25日(木)		吹上、吹上富士見
	2月26日(金)		筑波、吹上本町、南
	2月29日(月)		大芦、下忍
	3月1日(火)		北新宿、新宿、鎌塚
3月2日(水)	榎戸、荊原、袋、前砂、明用、三町免、小谷		



平成
27年分

還付・確定申告のご案内

今年も確定申告の時期となりました。確定申告は、1年間に生じた所得に対する税金を精算する大切な手続きです。上尾税務署やクレアこうのすなどで次のとおり受付を行います。申告納税制度の趣旨から、自分で正しく申告書を作成し、期間内に申告しましょう。

問い合わせ／上尾税務署（☎048-770-1800・自動音声案内）

上尾税務署からのお知らせ

とき

2月16日(火)～3月15日(火)

【申告会場開設は2月1日(月)】

9時～17時（受付＝8時30分～）

※土・日・祝日を除く。2月21・28日(日)に限り開場し
ます。還付申告の方は1月4日(月)から申告書を提出可

申告会場
(送付先)

〒362-8504 上尾市大字西門前577

上尾税務署

申告会場開設日までは、相談スペースが限られており、長時間お待ちいただく場合があります。
※確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります
※申告書の作成には時間を要しますので、16時頃までにお越しください

【所得税の確定申告をされるすべての方へ】

確定申告書への復興特別所得税額の記載漏れにご注意ください。

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額（原則として、その年分の所得税額）に2.1%の税率を乗じて計算した金額です。

また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について、源泉所得税が徴収される場合には、復興特別所得税が併せて徴収されます。

【公的年金を受給されている方へ～確定申告不要制度のお知らせ～】

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、**住民税の申告が必要な場合があります**。なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件になっている控除（純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されないこととなりました。

■自宅のパソコンで申告書が作成できます ※届出不要、確定申告期間中は24時間利用可

国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）の「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力するだけで、税額などが自動計算され、確定申告書を簡単に作成できます。

■e-Tax（国税電子申告）※事前に税務署へ届出が必要

自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して申告・申請・届出などができます。また、医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容（病院名・支払金額など）を入力して送信することにより、これらの書類の提出を省略することができます。詳細は、e-Tax ホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）をご覧ください。

確定申告が必要な方

【自営業者など】

- ▼ 事業を営んでいる方
- ▼ 農業による所得がある方
- ▼ 不動産所得がある方
- ▼ 土地や建物を売った方

以上の方のうち、昨年中の所得金額の合計額が、配偶者控除・扶養控除・基礎控除などの所得控除の合計額より多い方

【給与所得者（会社員など）】

- ▼ 給与収入が2,000万円を超える方
- ▼ 給与所得以外の所得合計額が20万円を超える方
- ▼ 2か所以上の会社から給与を受給している方

【その他】

- ▼ 年の途中に退職し、年末調整を行っていない方
- ▼ 医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受けようとする方

申告に必要なもの

- ▼ 印鑑 ※シヤチハタは不可
- ▼ 給与所得又は年金所得のあった方は、源泉徴収票や支払者の証明書
- ▼ 各種領収書又は証明書（生命保険料・地震保険料・国民健康保険税・国民年金保険料・寄附金など）

